

## 社会福祉法人にじのこ福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 にじのこ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合、次の表の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

	距離	交通費	日当
岡山市内	2km 以上 10km 未満	500 円	2,000 円
	10km 以上 15k 未満	1,000 円	
	15km 以上 20km 未満	1,500 円	
	20km 以上	2,000 円	
岡山市外		3,000 円	

- 2 前項に関わらず、施設長等の施設職員で役員である者が正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、前項の表にもとづき費用を弁償する。
- 3 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 4 前項に関わらず、70歳を超える役員等が会議に出席するためにタクシーを利用する場合には、必要に応じてタクシーチケットを支給するものとする。

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成30年3月28日一部改定（第3条（費用弁償）第2項新設挿入）